

広島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年六月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市音戸町先奥二丁目八二八八番三地区先から 呉市音戸町先奥二丁目八六〇五番一三地区先まで		四・九六〇 九・五八	一一・八〇 一九・七	一五六・三〇	拡幅